

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 第2へきなんこども園	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 水野 雄太	定員（利用人数）： 80名（80名）	
所在地： 愛知県碧南市縄手町5丁目61		
TEL： 0566-42-8222		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和51年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人へきなん乳幼児福祉会		
職員数	常勤職員： 20名	非常勤職員： 16名
専門職員	（管理者） 1名	（調理員） 3名
	（幼稚園教諭・保育士） 28名	（保育アシスタント） 3名
	（保育士） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 15室	（設備等） 保育室・職員室・ホール
		調理室・トイレ・休憩室・プール
		子育て支援センター・更衣室 等

③理念・基本方針

★理念

自由な中であって、大人も子どももお互いが思いやりの中で、調和のとれた世界をこの場に創りだす。そんな中で子どもたちがのびのび育つことを願っています。

★基本方針

子どもたちの最善の利益を最優先し、一人ひとりの発達速度と発達内容を保育教諭が熟知し、養護と教育を実施します。

④施設・事業所の特徴的な取組

保育の質に力を入れています。具体的には、一斉に子どもを動かすことはなく、子どもたち一人ひとりの発達を熟知し、それぞれの発達のペースに寄り添いながら養護と教育を実践しています。

0歳から2歳では、基本的な生活習慣が身につくように、一人ひとりの発達速度と発達内容を見極めながら、食事、排泄、午睡、衣類の着脱等のサポートをしています。また、感情抑制力や社会適応力等の非認知能力が発達すると言われていた当時期に、発達の内容が近い複数の子どもと積極的に関わることによって、自分の発達に必要な内容を模倣できる環境も保障しています。

3歳から6歳までは、異年齢保育を行い、子どもたちの縦の繋がりを重要視し、子ども同士が教え合い、学び合う場面を保障しています。5歳児であってもハサミを使って製作をすることが苦手な子どもは無理に複雑な形切りをしません。一方3歳児であってもハサミを使うことが得意な子どもは複雑な形切りをします。

一人ひとりの発達速度と発達内容を見極めながら、子どもは選択権を持ち、不必要に自尊心や自信を失わずに、得意なことや好きなことを他の子どもたちと関わりながら体験し、自己肯定感やコミュニケーション等の非認知能力を伸ばしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 5月27日(契約日) ~ 令和 6年12月11日(評価確定日) 【令和 6年10月10日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (令和元年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆経営環境を的確に把握した事業計画

経営環境全体の変化、地域の特性やニーズを的確に把握分析し、他園との差別化を図り「選ばれる園」を目指している。具体的には、少子化対策、外国籍の子どもの受入れ体制の強化等である。内部の課題としては、職員の満足度を向上させるために働きやすい職場作りや採用戦略を策定するなど、具体的な事業計画として展開し策定している。

◆中・長期的なビジョンに基づく一貫したブランドメッセージの発信

「ユリアメソッド」による保育観を、園の理念・基本方針の軸としており、ホームページや著書などにおいても、「ユリアメソッド」を一貫して発信し続けている。「ユリア」ブランドの信頼性と忠誠心を高めるための取組みを実践している。今後は、「ユリア」を園名に入れ、三河地域において増園を計画するなど、更なる「ユリア」ブランド戦略の強化を目指している。

◆ITを活用した「実践がイメージできる教育」

職員に対する教育方法として、書面のマニュアルを使用した講義以外にも取り組んでいる。より重要な教育テーマについてはITを活用し、実例を動画化して配信している。また、その場の具体的な状況や対応などを視覚的に学べるようにすることで、実践がイメージできる教育となるように工夫している。

◇改善を求められる点

◆職員一人ひとりの課題から育成目標への展開

職員一人ひとりに対する育成目標が明確になっていない。職員との面談により、各自に期待する力量と現状との差異などの改善点等が明確にできていることから、これらの情報を活かし、より判定可能な目標を設定することを期待する。

◆マニュアルの理解と展開

マニュアルは整備されており、職員への教育も行っている。しかし、職員の把握と理解の程度は不明瞭である。誰でも分かる場所にマニュアルを設置して定期的に確認することで、一定レベルの保育サービスが完成する。職員への確認方法の確立と周知を期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「経営環境を的確に把握した事業計画や、中・長期的なビジョンに基づく一貫したブランドメッセージの発信、ITを活用した「実践がイメージできる教育」など色々な取り組みに評価をいただき嬉しく思いました。
ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 子どもたちがのびのび育つこと、また、一人ひとりに寄り添うことを園の理念・基本方針として、ホームページやリーフレットに明文化している。職員に対しては、園内研修や定期会議で教育を行い周知している。また、年2回の個別面談において、必要に応じて理念や基本方針の再教育を実施している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の園長会に園長が参加したり、市の広報等を確認したりして事業全体の動向や地域の福祉計画の策定状況の把握に努めている。重要な経営課題として、他園との差別化や少子化対策、外国籍の子どもの受入れ強化等を掲げている。経営課題を踏まえて、入所状況や職員の配置、園児の動向などを分析し、園の経営に活かしている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<コメント> 少子化対策や外国籍の子どもの受入れ対策を経営課題として掲げている。定員割れが懸念される為、一時保育や子育て支援センターを開設し、他園との差別化を図ることで選ばれる園を目指している。地域的にブラジル国籍の人が多いことから、外国籍の子どもの受入れ対策としてポルトガル語講座の開催や通訳担当者の育成等を計画している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	① a ・ b ・ c
<コメント> 中・長期的な計画として、子育て支援センター事業及び一時保育事業の継続、新園舎の建設計画を進めている。また、三河地域での増園計画や園名に「ユリア」を入れるなどの積極的なブランド戦略等も計画している。法人理事会等において、適時見直しを行う体制を整備している。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	② a ・ b ・ c
<コメント> ブランド戦略の単年度の取組みとして、ユニフォームの統一化を計画している。子育て支援センター事業及び一時保育事業における単年度の具体的な事業活動としては、園の開放時間、育児相談の方法や対応時間、計画している講座の内容等について具体的に策定している。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 子育て支援センター事業では、2か月毎に定期的な会議を開催し、事業計画の実施状況の把握及び必要に応じた見直しを行っている。他の事業においても、定期的な会議や朝礼等で職員と意見交換を行い、必要に応じた見直しを行っている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画は、園だより、保護者会、入園前の見学会や入園面談、またSNSを活用するなど、様々な媒体を駆使して保護者に十分に周知し理解を得られるように努めている。発信する文書表現においても、わかり易く表現することに努めている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> ユリアメソッドに基づく理念や基本的な考え方等を理解するための取組みとして、定期的に園長による勉強会を開催して保育の質の向上を図っている。今後は、グループ園である「へきなんこども園」や「伊文保育園」においても勉強会を実施する予定である。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 園では、定期的な第三者評価受審や毎年の自己評価実施により、課題を明確化している。課題を幹部会や職員会で共有し、具体的な改善策を決定して計画的な活動に取り組んでおり、PDCAサイクルが機能している。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は自らの役割と責任を職務分掌表で明確にしており、職員会や回覧等で説明を行い理解を得ている。園長以下の職位の責任と権限、また、園長不在時の権限委任等についても職務分掌表で明確に定めている。有事における役割と権限については、「全体的な計画」で明確にしている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、自ら積極的に外部の研修に参加し、遵守すべき法令等に関して正しい理解に努めている。研修の内容は、職員会等で全職員に教育を実施している。遵守すべき法律や社会的ルール、また、倫理等について、職員が正しく理解するように取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、2週間に1回の職員会、月に1回の幹部会議を開催し、保育の質の向上に関する課題を園全体で共有している。職員からの意見を積極的に取り入れ、改善に向けた取組みについても職員の自主性を尊重し、継続的に取組む体制を構築している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員に対する教育方法として、書面マニュアルの使用に加えてパソコンやSNS、動画配信等を活用して可視化させている。より実践場面をイメージしやすくするための工夫により、実効性の高い効果的な教育を実践している。休憩室を設けて職員の休憩時間を確保することや各クラスに複数担任を置いて保育教諭を配置する等、働きやすい環境作りに取り組んでいる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 人材確保に関する取組みとして系列園との合同説明会を開催しているが、現在は職員からの紹介による採用活動を重視している。働きやすい職場環境の整備、ワークライフバランスに配慮した労務環境整備等に取組み、働いている職員が自信を持って紹介できる園作りを目指している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員との面談を実施し、人事考課として職員各自に期待する力量と現状との差異を評価している。職員の強みや改善点を明確にして、処遇（給与）の調整、教育や研修の必要性などを総合的に決定し実施している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員がお互いに助け合うことを重視し、複数担任やフリー保育教諭の配置等を実施している。仕事上の不安を解消し、心身ともに健康で安心して働くことができる職場作りにも取り組んでいる。また、職員の就業状況や意向を定期的に把握し改善につなげている。サポートが必要な職員に対しては、的確なケアを行うための仕組みを整備している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉠ ・ c
<p><コメント></p> <p>面談で期待する力量と現状との差異を評価し、強みや改善点を明確にして職員一人ひとりの育成に向けた取組を実施している。判定可能な目標を設定することや取組みにおける達成状況について確認を行い、記録として残しておくことが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の教育方針で保育の質の向上を目指しており、事業計画に基づいた研修計画を策定している。人事考課の結果に応じて、必要な知識や技術水準、資格の取得等を決定しており、適時、計画の見直しも実施している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修計画を策定し、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けている。本人の自主性を尊重する為、職員からの申し出による受講も推奨している。全職員が参加する法人研修にも力を入れており、月に1回、3園による合同研修も実施している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>受入れに関するマニュアルがあり、実習中の注意事項なども記載している。受入体制を整備しており、保育士養成校からの実習依頼は全て受け入れている。実習生の受け入れに関するプログラムは、都度、全職員に周知しており、指導者に対する教育も実施している。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページやワムネットで理念・基本方針・保育内容、決算報告等を公開している。地域や保護者に向けては、「ご近所かわら版」や「プチプチいちご」で園の取組みや活動内容を公開している。特に「ご近所かわら版」は、年長児が近隣を戸別訪問して配付しており、地域との交流を深める取組を実践している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園での事務や経理に関する手続き、また、職務分掌を職員に周知しており、園の事業や財務については、県及び市の監査を定期的に受けている。公認会計士による監査があり、弁護士や社会保険労務士等とも連携している。適時相談を行いアドバイスを受けることで、適正な経営・運営に取り組んでいる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「ご近所かわら版」を年長児が戸別訪問で配付し、地域に対して園の取組みを紹介して理解を促す取組を行っている。その他には、消防署見学やちびっこ警察、カフェの開放等を実施するなど、地域との交流を深めるために様々な取組を行っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> ボランティアの受入れや手続き等についてマニュアルがあり、中学生や高校生の職場体験やボランティアを積極的に受入れている。しかし、受入れに関する基本姿勢や学校教育等への協力に関する基本方針については明文化していない。トラブルや事故防止の観点から、明文化を行い関係する職員に対して確実に周知することが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント> 連携が必要な関係機関として、市役所、保険センター、警察署、消防署、外科医、内科医、歯科医等がある。連携内容や連絡方法等についてリスト化し、朝礼や職員会等で職員に周知し共有している。市役所との定期的な連絡会議への参加等、関係機関との連携は適切に行われている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント> 市の回覧板や地域の小学校、民生委員との交流等の際に福祉ニーズや課題の把握に努めている。「ご近所かわら版」の戸別訪問による配付や園内のカフェを開放する等、園の特色を活かした地域住民とのコミュニケーション手段を通じて、主体的に地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント> 一時保育事業（プチ保育事業）や児童クラブ、子育て支援センター事業に取り組んでおり、子育て相談や食育活動等を通して、地域の福祉ニーズに応えるために積極的に取り組んでいる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重し、一人ひとりの発達を知り、それぞれのペースに寄り添いながら保育を行っている。保育と教育を実践するために、職員研修や法人の幹部会議などで学びあっている。職員数が多く、目が行き届く環境を園長が率先して作り上げている。結果、職員の安心感が生まれ、皆で発達を見守り、子ども同士のかかわりについて学びあう土台となっている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関するマニュアルは確認できていない。マニュアルはだれでも確認できるようにしておくことが望まれる。記録は保育帳票管理システムで管理し、クラス担任がそれぞれのタブレットで記録を確認する仕組みである。プライバシーと羞恥心への配慮として、排せつや着替えの際はプライベート空間を用意している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページで園の理念や方針を明記している。Instagramで、園の毎日の生活や給食の内容を配信している。また、園の見学希望者にはリーフレットを渡し、園内を見学しながら案内している。園内に子育て支援センターがあり、未就園児親子が園の様子を見ながら一緒に遊べる環境がある。園の保育の様子を垣間見る取組みは、保護者の安心に繋がっている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者には、保育の開始時に説明を行っている。外国籍の園児への対応として、翻訳した文書を用意したり、保護者には理解度に合わせて内容を工夫している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所の変更時の申し送り手順は、今までの経験をもとに行っている。誰でも同じ対応ができるように、文書化して職員に周知することが望まれる。特別な配慮が必要な園児に対しては、保護者の同意を得て療育の内容を確認したり、療育施設へ見学に行くこともある。子どもの発達を意識して、同じ対応ができるように学んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>日常で保護者とよく話すことや、Instagramや園だよりで発信を行っている。言葉で発信ができない保護者の思いを受け止め、アンケートで利用者満足度を確認して改善の道筋を立てている。今回の第三者評価アンケートは保護者の園への満足度や隠れた要望を知る機会となっている。保護者に様々な意見を出してもらう機会を定期的に設けることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みがあり、保護者には入園時に説明している。意見箱を設置して意見を出しやすい工夫を行っているが、ほとんど機能していない。普段から保護者とコミュニケーションを図っているが、書くことで意見を言える人もあるため、今後はアンケートを活用することも検討されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 意見箱の設置や相談窓口の案内について掲示しており、保護者が意見を言いやすい環境作りを行っている。しかし、職員は、保護者にわかりやすいアナウンスの点では検討の余地があると感じている。保護者が思い立った時にいつでも相談できるような広報を工夫し、保護者の安心につなげていくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 保護者からの意見に対して真摯に対応しているが、その記録方法については確立していない。職員会議で報告を行い、情報共有している。苦情があった場合の対応マニュアルや、苦情解決の仕組み、受けた後の手順や具体的な検討については確認できていない。マニュアルの整備を進め、苦情処理簿としてまとめておくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 定期的に安全点検を行い、ヒヤリハット報告を整備して事例収集や要因分析に役立てている。その内容を職員会議で報告し、同じ事故を繰り返すことがないように環境を整えている。睡眠中やプール活動、食事での事故が起こらないように、午睡チェック、プール日誌、アレルギー児の食器トレイの色を変えるなどを行い、複数人でのチェックを徹底している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 感染症予防や対応マニュアルがあり、緊急時の役割分担表も確認している。感染症マニュアルは、年に1度、法人全体の園長、主任会でマニュアルを見直している。感染症が発生した場合、入口の看板で迅速に保護者に知らせている。勉強会を定期的実施するなど、新人保育士の教育と学びの機会を設けることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 消防計画があり、避難訓練を定期的実施している。訓練後は職員会議等で反省会を行い、より安心な体制となるようにできることから改善している。近くの小学校が避難場所であるが、洪水の場合は県営住宅の上階に上がる計画があり、地域と連携している事が窺える。保護者には、重要事項説明書や園だよりで安全確保などについて知らせている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 同法人3園での合同研修や、入社時の研修、学年会議などで、「ユリアメソッド」を基幹とした保育方法を学び実践している。園ごとの状況に合わせた職員育成やユリアメソッドの達成をねらいとして、子どもをよく見て、自由に過ごす幸せを感じる保育を行っている。また、園長も保育に関わり、園の方針と照らし合わせて保育指導に注力している。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> マニュアルは法人で定期的に話し合い、検証を経て改正している。副園長・主任はじめ、クラス担任に対するマニュアルの内容周知は徹底されていない。また、保護者の意見を反映させる仕組みも曖昧な部分がある。実践する保育士が園の仕組みを理解すること、また職員育成の一環として、マニュアルを把握して確認を繰り返す機会を設けることが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 全体的な計画に基づき、指導計画を作成している。また、3歳未満児と障がいのある子どもの個別計画を確認している。全体的な計画を法人で作成しているため、職員の内容把握に対する意識が薄いことが窺える。今後、職員の意見や地域の実情も取り入れた計画としていくことを期待する。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 毎月定期的に話し合い、計画を立案している。計画遂行後に反省を行い、園長、副園長、主任が確認している。指導計画の変更がある場合は、職員全体で研修を行い内容を確認している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保育ICTシステムの導入により、記録はすべてパソコンで管理し、決められた職員しか閲覧できない仕組みである。子どもの情報は、適切に管理を行い鍵付の書庫に収納している。保育の引継ぎや申し送りは、朝礼や職員会議などを利用して全員が把握できるようにしている。また、グループラインで全員が確認できる仕組みが機能している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 個人情報保護規程があり、入社時に職員研修を行っている。記録は鍵付きの書庫に入れ、保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定に従い管理している。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の全体的な計画は、法人が運営する3園で同じ計画を使用しており、内容に関する話し合いなどは上層部で行っている。職員は、計画に地域性が欠けていると考えている。地域の実態を把握し、職員の意見を取り入れた「全体的な計画」を作成することで指導計画との関連性を深め、計画がより実践に近づくことに期待する。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「ユリアメソッド」を取り入れてから、保育が変化している。姉妹園の実践を学び同じように実施することで、職員の中で諦めない意識が生まれている。自己肯定感や非認知能力を伸ばす保育を行うことで子どもの最善の利益が守られ、子どもが自由に心地よく過ごす生活につながっている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの発達について職員間で共有し、子どもの幸せを考えて保育を展開している。定期的な研修実施やビデオで事例を検討するなど、現場の職員が同じ意識で子どもに対応できるような仕組み作りに取り組んでいる。身近な事例で学ぶ研修はわかりやすく、園長が思い描く保育のあるべき姿が伝わる内容となっている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳児以上の縦割り保育は、1クラスの人数は少ないが複数担任で目が行き届く環境である。縦割り保育を生かして、年長児が年少児を気にかけて、教えるという生活スタイルである。職員の温かい対応の中で自由な生活を送り、お互いを思いやり助け合う気持ちが育まれている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの要望を優先し、主体的に活動することを大切にしている。また、非認知能力を育てる保育を実践している。食事は一斉には行わず、子どもの意欲と気持ちに任せている。思いや要望を大切にされる経験を活動を通して実行できるように、また、ハッピーコイン活動などでやりたい気持ちを育てるなど、考える子どもとなるように保育している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりが自分のペースでゆっくり食べられるように、食事は順番に摂っている。保育士と1対1の関係作りを行い、信頼関係や愛着形成に重要な0歳児を大切に保育している。保育ICTシステムの連絡帳で、個別にやり取りをしている。また、園だよりやSNSで情報を発信し、保育への理解や子どもの成長を保護者に知らせるなど努力している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>遊びが保障できる環境を作っている。0・1歳児の部屋のコーナー作りは、月齢に合わせて環境を随時更新している。満足のいく遊びができるように、姿を追って発達の程度を把握し、子ども一人ひとりに合った対応を心がけている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a . b . c
<p><コメント> 3歳児以上は、異年齢で生活することで子ども同士の集団づくりを大切にしている。障がいのある子や外国籍の園児も多数在籍するが、分け隔てなく接し、一人ひとりを大切にする保育を展開している。障がいの特性により、合同の活動に入れない子には、無理強いせずに参加したくなったときにできるように温かい対応をしている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
<p><コメント> 障がいのある子どもの個別支援計画を作成し、保護者に内容を確認している。保護者との面談もプライバシーが守られている。一斉活動の参加を強制せず、一人ひとりの満足を重視して生活している。職員は園のバリアフリーに課題を感じており、建て替えの計画にその課題を反映させてより良い環境にしていくことを期待する。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a . b . c
<p><コメント> 午後8時まで長時間保育を行うため、引継ぎノートで子どもの情報を申し送りしている。子どもが多い時間はクラスごとにゆったり過ごし、夕方遅くには少ない子どもを集めて保育を行っている。夕方遅くなる子には、補食としておやつがあり、子どもの夕食までの空腹に配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a . b . c
<p><コメント> 年長児には小学校見学の機会がある。ほとんどの園児が地域の小学校に就学するため、就学意欲を高める良い機会となっている。園で児童クラブを併設しているため、一緒に活動できる機会は就学に役立つ環境である。配慮を必要とする子には、早期の連絡会や小学校の職員が園に出向いて見学する機会を設けている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a . b . c
<p><コメント> 健康管理マニュアルや健康管理計画は整っており、クラス担任が園児の健康を管理している。内科健診、歯科健診は規定通りに受診して、健康状態を記録している。0歳児の午睡チェックは行っているが、乳幼児突然死症候群の知識を保護者に知らせるには至っていない。ポスターを掲示することや午睡チェックの意味を保護者に周知していくことは大切である。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a . b . c
<p><コメント> 身体測定結果は連絡帳アプリで毎月保護者に知らせている。歯科健診、内科健診で異常が見つかった子どもの保護者には、結果を知らせて受診を勧めている。虫歯の予防を園児と保護者に意識付けする取組みとして、3歳児以上には年に1度フッ素塗布を行っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a . b . c
<p><コメント> 「アレルギー生活管理指導票」に医師が記入を行い、内容に従って食事を管理している。職員はアレルギー研修に参加して知識を高めているが、アレルギーの緊急時対応についての理解は不十分である。いつ起こるかわからないアレルギー誤食時の対応などについては、全職員で把握しておくことが望まれる。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育計画があり、子どもが食べたい量を選び、好きな時間に食べられるような保育を行っている。低年齢児はほとんど1対1で職員が対応し、安心して食べられる雰囲気を作っている。野菜の栽培からクッキング保育を行い、いろいろな食材に触れることや、食べてみる機会を作ること、保護者への試食会など、食育には力を入れて取り組んでいる。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 衛生管理マニュアルがあり、自園で調理を行っている。園児の栽培した収穫物を給食に加えて季節の食材を楽しめるように工夫している。食物アレルギーのある子どもには、調理員自ら食器を選び配膳している。誤食が起らないように、丁寧に様子を見守っている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> SNSや園だより等で園の生活を発信することや送迎時の保護者とのコミュニケーションを大切にしている。食事参観やプロジェクターで写真を見せる取組みは保護者に好評である。園長が積極的に映像を発信したり、保育の意図を知らせたりして連携する機会を設けている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 園の方針に従って、保育士が学びあいながら「ユリアメソッド」を実践している。子ども一人ひとりを大切に温かく接する姿勢は、保護者の安心を呼び満足度も高い。自由参加の個別懇談会を年1回（年長児は年2回）行い、保護者の意見を聞くことや家庭生活の姿を知ることができる機会を設けている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 虐待対応については、市が主催する研修に職員数名が参加している。基本的な知識はあるが、マニュアルは確認できていない。いざというときの指針となる園のマニュアルを全職員が把握し、迅速に行動に移すために園内研修などを開催することが望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 保育実践の振り返りは毎週の週案で行っており、評価スケールを使った自己評価を年1回実施している。その結果により、処遇を決定することやリーダーなどに昇格するための指針とすることもある。職員育成の一環として、自己評価の結果を法人全体の保育実践の取組みにつなげる方法を構築するなどを期待する。		